

別紙2 一般表彰の基準（表彰条例第3条の各号に対称）

条例第3条各号	該当職等	該当基準
第1号	ア 市長	6年以上在職
	イ 市議会議員	8年以上在職
	ウ 副市長又は教育長	8年以上在職
	エ 地方自治法第180条の5第1項 及び 第3項 に規定する委員会の委員(教育長を除く)	12年以上在職
	オ 地方自治法第202条の3 に規定する附属機関の委員	15年以上在職
	カ 各種統計委員	15年以上在職
	キ 自治会組織の長又は役員	8年以上在職(長) 15年以上在職(役員)
第2号	ア 市内幼稚園、保育園、こども園の園医又は薬剤師、市内小中学校の校医又は薬剤師	15年以上在職
	イ 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興団体の長	15年以上在職
	ウ 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15年以上積極的に従事
	エ 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興において、特に功績の顕著なもの	その都度協議
第3号	ア 商業、観光、農林、畜産等の団体又は組合の長	15年以上在職
	イ 産業の振興に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15年以上積極的に従事
	ウ 産業の振興に指導的役割を果たし、特に功績の顕著なもの	その都度協議
第4号	ア 民生委員、児童委員又は保護司	12年以上在職
	イ 公的社会福祉団体又は社会福祉団体の長	15年以上在職
	ウ 社会福祉等に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15年以上積極的に従事
第5号	ア 公益事業の推進に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15年以上積極的に従事
	イ 公益事業を推進し、又は継続してこれを行い、特に功績の顕著なもの	その都度協議
第6号	ア 保健衛生の向上に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15年以上積極的に従事
	イ 保健衛生の向上に貢献し、特に功績の顕著なもの	その都度協議

第 7 号	ア 納税貯蓄の推進に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15 年以上積極的に従事
	イ 納税貯蓄の推進に貢献し、特に功績の顕著なもの	その都度協議
第 8 号	ア 交通安全推進団体の長	15 年以上在職
	イ 交通安全の推進に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15 年以上積極的に従事
	ウ 交通安全の推進に貢献し、特に功績の顕著なもの	その都度協議
第 9 号	ア 緑化推進等関係団体の長	15 年以上在職
	イ 緑化推進等に長年貢献し、特に功績の顕著なもの	15 年以上積極的に従事
	ウ 緑化推進等に貢献し、特に功績の顕著なもの	その都度協議
第 10 号	ア 消防団分団長以上	8 年以上在職
	イ 消防団員	12 年以上在職
	ウ 防犯関係団体の長	15 年以上在職
	エ 治安の維持等に長年貢献し、特に功績の顕著なもの	15 年以上積極的に従事
	オ 治安の維持等に貢献し、特に功績の顕著なもの	その都度協議
第 11 号	ア 運輸、交通又は通信の発達に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15 年以上積極的に従事
	イ 運輸、交通又は通信の発達に貢献し、その功績の顕著なもの	その都度協議
第 12 号	ア 地域の活性化に長年携わり、特に功績の顕著なもの	15 年以上積極的に従事
	イ 地域の活性化に貢献し、その功績の顕著なもの	その都度協議
第 13 号	市の公益のため多額の私財を寄附し、その功績の顕著なもの	個人 100 万円以上 会社、団体等 200 万円以上
第 14 号	自己の危険を省みず人命の救助又は公共物の保護にあたり、その功績の顕著なもの	その都度協議
第 15 号	ア 長年善行を行い、特に功績の顕著なもの	15 年以上積極的に従事
	イ 善行により特に市民の模範となるもの	その都度協議
第 16 号	前各号のほか市長が特に表彰を必要と認めるもの	その都度協議